

ホッパー施設一般廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書

(趣旨)

1 この仕様書は、「排水機場等」から排出される廃棄物を分別し、一般廃棄物のみを収集運搬処分する業務委託（単価契約）の実施について、必要な事項を定める。

「排水機場等」とは、2項（履行場所）に定める場所をいう。

(履行場所)

2 本業務履行場所は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業会計

- | | |
|-----------------|-----------|
| ① 手代一丁目19番1号 | 中央ポンプ場内 |
| 旧住所：手代町160番地7 | |
| ② 新里町178番地 | 新里排水機場内 |
| ③ 松原三丁目地内 | 松原排水機場内 |
| ④ 長栄二丁目10番地1 | 長栄排水機場内 |
| 旧住所：長栄町908番地 | |
| ⑤ 松江五丁目1番地 | 松江第1排水機場内 |
| ⑥ 稲荷五丁目地内1808番地 | 松江第2排水機場内 |

(2) 排水施設維持管理事業

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 神明二丁目6番1号 | 神明排水機場内 |
| ② 谷塚上町23番1 | 辰井川排水機場内 |
| ③ 松江三丁目20番1号 | 古綾瀬川排水機場内 |
| ④ 谷塚上町90番2 | 横手堀ポンプ場内 |
| ⑤ 谷塚二丁目2番22号 | 中井堀排水機場内 |
| ⑥ 旭町一丁目3番地 | 旭排水機場内 |
| ⑦ 瀬崎六丁目地内 | 瀬崎排水機場内 |
| ⑧ 新善町288番地先 | 新善町ポンプ場内 |
| ⑨ 八幡町438番11地先 | 古綾瀬川第二貯留池 |
| ⑩ 遊馬町貯留池 | 遊馬町区画整理地内 |

(残渣物の種類)

3 排水機場から排出される塵芥の種類は、一般廃棄物とする。

(委託業務の内容)

- 4 本業務委託は、排水機場等内に設置されているホッパー施設もしくは廃棄物籠に排出される廃棄物を分別し、法令に従った処分方法にて回収し処分する。ただし、産業廃棄物に関しては、排出する機場等内で分別し保管するものとする。一般廃棄物の運搬に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第三条第一項イの規定による措置を施した車両を使用すること。

(標準作業量)

- 5 本業務委託の作業量は、年間 8 t 程度とする。ただし、排水機場からの排出量により変更する場合がある。

(履行期間)

- 6 この契約の履行期間は、契約締結の日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までとする。

(単価見積り条件)

- 7 神明排水機場、古綾瀬排水機場及び辰井川排水機場に関しては、期間内各々 3 回程度の個別回収、以外の機場に関しては期間内 3 回程度の巡回による回収を行うものとして単価を見積もること。

なお、回数については上記 5 項のとおり、発生量により増減がある。

(委託の契約単価)

- 8 本業務委託の契約は、一般廃棄物の分別運搬処分 1 t 当たりの単価契約とする。

(委託料の支払方法)

- 9 委託料の支払は、作業完了 1 回ごとの業務完了払とする。

(計量及び報告)

- 10 本業務委託で運搬する一般廃棄物は、東埼玉資源環境組合の台貫（トラックスケール）で計量を行う。計量伝票の作成は、神明排水機場、古綾瀬排水機場及び辰井川排水機場については排水機場ごととする。なお、排水機場等においては、それぞれ施設を巡回した合計とすることができる。これらの業務状況については、上記 7 項の業務完了ごとに報告し、作業状況が分かるよう写真を数枚程度撮影し添付する。

(搬出時間)

- 11 排水機場からの搬出時間は、概ね午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。

(積替え)

- 12 排水機場から一般廃棄物処理施設までの運搬は、積替えなしで行うものとする。

(事前協議書等の提出)

- 13 本委託業務を実施するに当たり、処分等の事前協議が必要な場合は、発注者及び受注者で協議を行い、関係者に提出するものとする。

(提出書類)

- 14 受注者は速やかに次の書類を提出しなければならない。

(1) 契約時

- ① 着手届
- ② 現場責任者届、経歴書
- ③ 登録車両リスト
- ④ 許認可等確認願い
- ⑤ その他必要な書類

(2) 業務完了1作業ごと

- ① 業務報告書
- ② 作業写真
- ③ 一般廃棄物計量伝票
- ④ その他必要な書類

(安全管理)

- 15 業務の実施に当たり、安全に特に留意するものとし、万が一事故が発生した場合には所定の措置を講ずるとともに、その原因、経過等を発注者に報告しなければならない。

(法令の遵守)

- 16 受注者は業務の履行に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守しなければならない。

(環境対策)

- 17 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- 18 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- 19 本契約の履行に当たり、「埼玉県生活環境保全条例」の他、通過地の自治体条例が規定するディーゼル車規制に適合する自動車等を利用すること。また、適合確認のために自動車検査証（車検証）等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに応じること。
- 20 契約の履行に当たり、自動車等を駐・停車する場合は、「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年条例第57号）に規定するアイドリングストップを遵守すること。

(不当要求行為に係る通報義務)

- 21 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- (1) 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - (2) 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(その他の事項)

- 22 この仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを決定する。
- 23 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。